

Case4

地目変更登記に関するホームページの記載を改めてほしい。

地目変更登記を行う際の添付書類として地積測量図が不要であるにもかかわらず、法務省ホームページの不動産登記のページから、地目変更登記申請書と記載要領を入手したところ、申請書の添付情報である「地積測量図」について、「既に地積測量図が提供されていて、それに不動産登記規則第100条の規定により切り捨てられた数値（実測したもの）が記録されている場合には、当該数値を変更後の地積として申請書に記載すれば改めて地積測量図を提出する必要はありません。」と記載されている。

初めて登記を行う者が、この記載を見た場合、地積測量図が必要と誤解してしまうおそれがあるので、改善してほしい。

登記申請書	
登記の目的	地目変更
添付情報	
許可書(注1)	地積測量図(注10)
平成25年2月14日申請(注2)	
〇〇法務局 〇〇支局(出張所)	
申請人	〇〇市〇〇町二丁目5番6号
	甲野太郎 印(注3)
	連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(注4)

(注7) 変更後の地目を記載してください。

(注8) 地積は、1平方メートルの100分の1まで記載します。ただし、宅地・鉱泉地以外の土地で10平方メートルを超えるものについては、1平方メートル未満の端数は記載しません。

(注9) 地目の変更があった日(建物を建築した日など)を記載します。

(注10) 地目変更の登記を申請する土地について、既に地積測量図が提供されていて、それに不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第100条の規定により切り捨てられた数値(実測したもの)が記録されている場合には、当該数値を変更後の地積として申請書に記載すれば改めて地積測量図を提出する必要はありません。

**赤枠内は削除
されました!**

当局が総務本省を通じて法務省に対応を求めた結果、相談者の申出のとおり、現在の法務省ホームページの記載内容では、地目変更の登記申請書に地積測量図を添付する必要があるとの誤解を招くおそれがあることから、平成26年10月末、登記申請書の記載例の「地積測量図」及び様式・記載例の解説(注10)が削除されました。